## 伊賀市民美術展覧会 無鑑查対象者

部門	氏名	受賞	年度	備考	最終出品年度
絵画	中尾 範子	議長賞	H19	H17承認	R6
		市長賞	H21		
		教育委員会賞	H22		
		議長賞	H26		
	上村 信恵	議長賞	H25	R1承認	R6
		市長賞	H27		
		議長賞	H29		
		市展「いが」賞	H30		
	西 良三	市長賞	H25	R2承認	R5
		教育委員会賞	H26		
		教育委員会賞	H30		
		市展「いが」賞	R2		
	石川 勉	市長賞	H18	R5承認	R6
		市展「いが」賞	H29		
		議長賞	H30		
		教育委員会賞	R3		
	亀山 寛	議長賞	H26	R1承認	R4
影塑		市長賞	H27		
		教育委員会賞	H29		
		市展「いが」賞	H30		
	中村 靖詔	市長賞	H17	H22承認	Н29
		市長賞	H18		
	下们 坍的	市長賞	H19		
		市長賞	H21		
工芸	前川 和義	教育委員会賞	H17	H25承認	H24
		議長賞	H18		
		教育委員会賞	H20		
		市長賞	H24		
	<b>辻</b> 中 静夫	議長賞	H21	H29承認	R4
		議長賞	H24		
	14 一一一一一	市長賞	H26		
		市長賞	H28		

部門	氏	名	受賞	年度	備考	最終出品年度
			市長賞	H17		R6
	城島	正子	議長賞	H19	H23承認	
	9,4щ)	,	市長賞	H21		
			市長賞	H22		
	福田善		議長賞	H21	H25承認	R6
		善一	教育委員会賞	H22		
			市長賞	H23		
			教育委員会賞	H24 H20		
	松岡 雅士		市長賞		H26承認	Н26
		雅士	教育委員会賞	H23		
			市長賞	H24 H25		
写真			議長賞			
	牧戸 勲	市長賞市展「いが」賞	H27 H28	R2承認	R6	
		市展「いが」賞	н29			
			議長賞	п29 R1		
			教育委員会賞	H25		
			市展「いが」賞	H30		
	縄手 稔	市展「いが」賞	R1	R3承認	R6	
		議長賞	R2			
			教育委員会賞	H30		
			市展いが賞	R4		
	中森 晴子	睛子	教育委員会賞	R5		
			教育委員会賞	R6		
	稲森 秀苑		市長賞	H17	H24承認	R6
			議長賞	H20		
		秀苑	市長賞	H21		
			教育委員会賞	H22		
			議長賞	H23		
	村手		教育委員会賞	H17	H24承認	R6
		紫映	教育委員会賞	H19		
			市長賞	H20		
			教育委員会賞	H21		
	河口	玻光	教育委員会賞	H24	H28承認	R6
			市長賞	H25		
書			市長賞	H26		
			教育委員会賞	H27		
	岡島 景宇		教育委員会賞	H25	H30承認	R6
		喜字	市長賞	H27		
		ж 1	市展「いが」賞	H28		
		議長賞	H29			
	北村 玲子	市長賞	H23	H28承認	R6	
		議長賞	H25			
		. •	議長賞	H26		1.0
			議長賞	H27		
	稲田	えつ子	議長賞	R1	R6承認	
			議長賞	R3		
			議長賞	R4		
			市展「いが」賞	R5		

## 伊賀市民美術展覧会に関する内規[抜粋]

(無鑑査の導入)

第2条 第6回伊賀市民美術展覧会から無鑑査制を導入する。

(無鑑査の基準)

第3条 無鑑査の対象となる者の基準は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 2 第1回伊賀市民美術展覧会から、同一部門において、市長賞を1回以上受賞した者で、市長賞、議長賞、教育委員会賞の3賞を4回以上受賞した者のうち、伊賀市民美術展覧会運営委員会において承認を受けた者とする。ただし、この内規の制定以前の、第1回から第3回までの彫塑部門及び工芸部門における3賞受賞者は、第4回以降の彫塑工芸部 門における3賞受賞者と同様とみなす。

3 その他運営委員会が特に必要と認めた者。

(無鑑査の対象期間)

第4条 無鑑査となる者は、3年連続して出品しないときは、その資格を失う。ただし、運営委員会が出品できない特別の事情があると認めた場合はこの限りではない。また、無鑑査となる者は3年が経過した後も一般としての応募はで きないものとする。